



Newsletter

2026 年 8 月号

テーマ

税制改正

- [2026 年税制改編案を発表](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [国内に財化を輸出する外国法人が輸入付加価値税を負担した場合、課税事業のために自己の名義と責任で輸入する内国法人が、仕入税額控除を受けることができるか否か](#)

2026. 8. 25

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

2026 年税制改編案を発表

政府は 8.3.（月）「2026 年税制改編案」を確定・発表しました。今回の税制改編案には「潜在成長率の回復支援」、「民生・地方支援」、「公正課税に向けた租税改革の推進」、「税制の合理化・納税便利性の向上」の観点からの具体的な推進戦略が含まれています。本改編案は立法予告（8.4.～8.20.）、次官会議および国務会議を経て、9.3.（木）以前に定期国会に提出される予定です。

主な内容は次の通りです。

潜在成長率の回復支援

■ 未来の成長基盤の強化

○ 国内生産税額控除の新設（租税特例制限法§29）

< 国内生産税額控除の要件および適用期限 >

- グリーントランスフォーメーションおよび経済安全保障を支援するため、国内生産基盤が脆弱な品目について、生産量に基づき所得税・法人税の税額控除を適用する特例を新設
- （支援分野）重要性・将来性・必要性等を考慮し、6 つの分野＊に適用
 - ＊（①太陽光発電、②風力発電、③二次電池、④半導体、⑤核心素材、⑥AI ロボット部品）
- （要件）内国人が適格品目を国内に直接生産・販売

1) 【国内生産】①＋②

- ①核心工程を国内で実施し、適格生産費用に占める国内支出比重が一定比率以上であること（核心工程、適格生産費用、国内支出比重等の細部内容は大統領令で規定）
- ②生産に直接使用された事業用有形固定資産が統合投資税額控除を受けないこと

2) 【国内販売】①～④全てを満たすこと

- ①供給場所が国内であること（供給を受けた品目が輸出される場合等を除く）
- ②生産された課税年度又はその翌課税年度に販売されること
- ③販売先が特殊関係者である場合は、事業目的で取引した事実を確認する書類を提出すること
- ④中古品でないこと
- （適用期限）‘36.12.31.
- （適用時期）‘27.1.1.以後開始する課税年度の生産・販売分から適用

< 国内生産税額控除の控除金額および控除限度 >

- （国内生産税額控除の控除金額）：①×②×③
- ①（基準控除金額）生産費用および販売価格等を考慮し、大統領令で規定
- ②（地方優待）基準控除金額×地方優待係数

区分＊	係数
①首都圏	1.0
②非首都圏の広域市等、首都圏の優待地域	1.1
③その他非首都圏、非首都圏の広域市等の優待地域	1.3
④その他非首都圏の優待地域	1.5

* 非首都圏の広域市等および優待地域の細部地域区分については、行政安全部の地方優待指数（ソウルとの距離、人口、経済・社会的条件等を反映）等を考慮し、大統領令で規定

③（逡減構造）控除期間のうち最後の3年間は、控除額を段階的に縮小

*（'34年）75%⇒（'35年）50%⇒（'36年）25%⇒（'36.12.31.）適用期限

-（国内生産税額控除の控除限度）：Min（①、②）

①該当課税年度の適格生産費用の50%

②（適格品目生産に直接使用された事業用有形固定資産*の投資累計額の50%）－（直前課税年度まで国内生産税額控除を受けた金額）

*細部内容は大統領令で規定

<国内生産税額控除の適用地域の制限>（租税特例制限法§130③）

- 首都圏過密抑制圏域における生産分は国内生産税額控除の適用を排除

<国内生産税額控除と税額減免の重複排除>（租税特例制限法§127④）

- 重複排除の控除については国内生産税額控除を追加

<国内生産税額控除の繰越控除およびミニマム課税>（租税特例制限法§132・§144）

- 繰越控除（10年）およびミニマム課税の適用対象に国内生産税額控除を追加

<国内生産税額控除の適用に向けた統合投資税額控除の取消申請の特例>（租税特例制限法§29の2）

-（修正申告）国内生産税額控除の適用に向けた統合投資税額控除の取消申請

-（対象者）適格品目の生産に直接使用された資産に'26.12.31.以前、統合投資税額控除を受けた内国人（賦課除斥期間が経過していない場合に限る）

-（納付税額）控除額相当額および利子相当額（過小申告および納付遅延加算税は免除）

○ 環境配慮型業務用乗用車に係る減価償却費限度の調整（所得税法§33の2、法人税法§27の2）

<損金算入限度の調整>

- ①（電気自動車・水素自動車）1台当たり年間1,000万ウォン

- ②（①以外）1台当たり年間700万ウォン

- 但し、誠実申告確認対象の小規模法人の場合、年間400万ウォン

<改正理由> 環境配慮車の利用促進支援

○ 国家戦略技術の水素分野を未来型エネルギー分野へ拡大改編（租税特例制限法§10）

<水素分野の拡大改編>

- 水素分野⇒未来型エネルギー分野（細部技術は大統領令で規定）

<改正理由> 先端戦略産業への支援

○ 研究開発目的の自動運転乗用車に対する付加価値税の仕入税額控除の許容（付加価値税法施行令§19）

<自動車の購入・賃借・維持に関する仕入税額控除対象の追加>

- ソフトウェア開発および供給業に直接使用される自動車（研究開発目的で、国土交通部長官から臨時運行許可を受けた自動運転乗用車に限る）の購入・賃借・維持に関する仕入税額は控除

<改正理由> 自動運転乗用車の研究開発への支援

○ 事業再編計画に対する課税特例の適用対象の拡大および適用期限の延長（租税特例制限法§121 の 26）

< 5 年据置・5 年分割益金算入対象の拡大および適用期限の延長 >

- 事業再編計画を履行する内国法人の金融債務の返済又は投資のための資産譲渡に関する課税特例（5 年据置 5 年分割益金算入）の対象として「産業危機対応特別地域に所在する内国法人」および「石油化学企業」を追加
- （適用期限）‘26.12.31. ⇒ ‘29.12.31.

< 改正理由 > 企業の構造改革支援

○ 沿岸海運の優良荷主に対する課税特例の新設（租税特例制限法§104 の 30）

< 内航海運事業者と長期契約を締結した優良荷主に対する税額控除の新設 >

- （対象）海運法令に基づき優良荷主認証を受けた荷主企業
- （要件）内航貨物運送事業者と 3 年以上の契約を締結していること
- （控除率）支出した運送費用の 1%
- （事後管理）契約締結日から 3 年以内に優良船荷主企業認証が取り消された場合、又は契約が解約された場合には、減免税額相当額を追徴
- （限度）所得税又は法人税の 10%
- （適用期限）‘28.12.31.

< 改正理由 > 沿岸海運の競争力強化

■ 中小・ベンチャー企業の競争力強化

○ 映像・ウェブトゥーンコンテンツ制作費用の税額控除における逡減構造の導入（租税特例制限法§25 の 6・§25 の 8）

< 映像・ウェブトゥーンコンテンツ制作費用の税額控除における逡減構造の導入 >

- （中小企業卒業時の逡減構造の導入）猶予期間 * 終了後、3 年間は控除率 12.5%を適用
* 中小企業卒業後、5 年間（上場企業 7 年間）の猶予期間中は中小企業とみなす

- （映像コンテンツ）

区分（%）	中小	逡減（新設）	中堅・大
基本控除	15	12.5	10
追加控除 *	15	12.5	10

* 国内制作費の比率 80%以上等の要件をみたす場合

- （ウェブトゥーンコンテンツ）

区分（%）	中小	逡減（新設）	中堅・大
基本控除	15	12.5	10

< 改正理由 > 中小企業の成長支援

○ 中小企業の安全施設に対する加速償却の新設（租税特例制限法§28 の 5）

< 中小企業安全施設の特例対象への追加 >

- （対象資産の追加）安全施設 * に関する事業用有形固定資産
* （例）産業災害・火災予防施設等
- （適用期限）‘28.12.31.

< 改正理由 > 安全施設への投資支援

○ ベンチャー投資会社等の株式譲渡差益非課税の常時化等（租税特例制限法§13）

< 投資対象企業の業歴要件の緩和および課税特例の常時化 >

- （株式又は出資持分の取得方法）企業設立後 10 年 * 以内に有償増資、剰余金の資本組入又は債務の資本転換
* 7 年 ⇒ 10 年
- （適用期限）‘28.12.31 ⇒ 削除

< 改正理由 > ベンチャー投資支援

○ ベンチャー企業等に対する出資課税特例の拡大（租税特例制限法§13 の 2）

< 人口減少（関心）地域のベンチャー企業への出資に対する税額控除率の引上げおよび投資対象企業の業歴要件の緩和 >

- （控除率）人口減少（関心）地域（首都圏の人口減少関心地域を除く）に所在するベンチャー企業等に対して直接新規出資を行う
場合：株式等の取得価額の 7% *
* 5% ⇒ 7%
- （株式又は出資持分の取得方法）企業設立後 10 年 * 以内に有償増資
* 7 年 ⇒ 10 年
- （適用期限）‘28.12.31.

< 改正理由 > ベンチャー投資支援

民生・地方支援

■ 地域主導型成長の強化

○ R&D、投資税制支援における地方優待（租税特例制限法§10・§24）

< 控除率の地方優待：基準控除率 * * 地方優待係数 >

*（現行）R&D 税額控除（2～40%）、統合投資税額控除の控除率（1～30%）

- （地方優待係数）

区分 *	係数
①首都圏	1.0
②非首都圏の広域市等、首都圏の優待地域	1.1
③その他非首都圏、非首都圏の広域市等の優待地域	1.3
④その他非首都圏の優待地域	1.5

* 非首都圏の広域市等および優待地域の細部地域区分については、行政安全部の地方優待指数（ソウルとの距離、人口、経済・社会的条件等を反映）等を考慮し、大統領令で規定

- （研究・人材開発費税額控除の控除率の限度）50%

- （地域別区分経理の義務化）地方優待の適用のため、①～④地域の事業場別区分経理

< 改正理由 > 地域均衡発展への支援

公正課税に向けた
租税改革の推進

■ 不動産税制の合理化

○ 非事業用土地譲渡差益に対する法人税の追加課税税率の引上げ（法人税法§55 の2①）

<追加課税税率の引上げ>

- 非事業用土地の譲渡所得の 20% * を法人税で追加納付
* 10% ⇒ 20%
- （適用時期）‘28.1.1.以後譲渡する分から適用

■ 非課税・減免の見直し

○ 外国人勤労者に対する課税特例所得税税率の引上げ調整等（租税特例制限法§18 の2）

<外国人勤労者に対する所得税単一税率適用の課税特例>

- （単一税率の引上げ）19% ⇒ 21%
- （適用期限の延長）‘26.12.31. ⇒ ‘29.12.31.

<改正理由> 課税の公平性向上

○ 新成長源泉技術・国家戦略技術細部技術・施設適用期限の導入等（租税特例制限法§24①、租税特例制限法施行令別表 7-7 の2、租税特例制限法施行規則別表 6-6 の2）

<（R&D 費用の税額控除）細部技術別の適用期限の導入>

細部技術の選定年度	適用期限	
	半導体	半導体外
‘17 年以前	‘27.12.31.	
‘18～‘20 年	‘28.12.31.	
‘21 年	‘29.12.31.	‘29.12.31.
‘22 年	‘30.12.31.	
‘23 年以後	‘31.12.31.	

<（統合投資税額控除）適用期限の追加および細部施設別の適用期限の導入>

- 新成長事業化施設等の適用期限（‘29.12.31.）の追加

区分	適用期限
新成長事業化施設等	‘29.12.31.
国家戦略技術事業化施設等	‘29.12.31.
半導体分野の国家戦略技術事業化施設等	‘29.12.31.

- （細部施設別の適用期限）選定年度に応じて差別化

細部施設の選定年度	適用期限
‘17 年以前	‘27.12.31.
‘18～‘20 年	‘28.12.31.
‘21 年以後	‘29.12.31.

<改正理由> 国家戦略技術・新成長源泉技術における管理の効率化

○ 統合雇用税額控除適用対象の合理化等（租税特例制限法§29 の8①・⑤）

<適用対象の合理化等>

- 統合雇用税額控除の適用対象から大企業を除外
- 育児休職復帰者に対する追加控除適用期限の終了

<改正理由> 税制支援の合理化

税制の合理化・
納税便利性の向上

■ 税制の合理化

○ 自己株式等の取得時におけるみなし配当課税（所得税法§17・§94、所得税法施行令§27、法人税法§16、法人税法施行令§12）

< 法人の自己株式取得に関する株主のみなし配当規定の新設 >

- みなし配当の範囲から、自己株式等 * を消却する場合を除外
 - * 自己株式、自己出資持分
- 法人が株主より自己株式等を取得 * する場合、株主等が支給を受ける金額のうち、該当株式等の取得価額の超過分をみなし配当の範囲に含む
 - * 取引所又は私設取引システム運営会社が開設する証券市場を通じて取得する場合は除外（但し、時間外大口取引、大口・バスケット取引により取得する場合は、みなし配当の対象に含む）

< 改正理由 > 商法改正に伴う自己株式課税の合理化

○ 自己株式等の処分利益・損失益金・損金不算入（法人税法§17・§20）

< 自己株式等の処分損益に係る益金・損金不算入の追加 >

- （益金不算入対象の追加）自己株式等の処分利益
- （損金不算入対象の追加）自己株式等の処分損失

< 改正理由 > 商法改正に伴う自己株式課税の合理化

○ 自己株式等の取得に伴うみなし配当に係る法人・株主間の二重課税調整（所得税法§17③、法人税法施行令§17 の 2⑤）

< 二重課税の適用除外対象の追加 >

- （配当所得加算（Gross-up）の適用対象から除外される配当の追加）法人による利益消却以外の目的での自己株式等の取得に伴い生じるみなし配当
- （収入配当金の益金不算入の適用対象から除外される配当の追加）法人による利益消却以外の目的での自己株式等の取得に伴い生じるみなし配当

< 改正理由 > 商法改正に伴う自己株式課税の合理化

○ 現物出資等により設立された持株会社の自己株式消却時における譲渡差益課税繰延の延長（租税特例制限法施行令§35 の 3）

< 課税繰延額の追徴除外事由の新設 >

- 適格合併（持株会社 + 現物出資を行った法人）により、既存の持株会社株式が自己株式へ転換され、これを消却する場合：最初の現物出資による株式（子会社株式）に圧縮記帳引当金を引き継いで計上
- 引き継ぐ圧縮記帳引当金の計算式：圧縮記帳引当金残高 × 自己株式消却時の残存子会社株式数 / 最初の現物出資等により取得した子会社株式数
- 上記計算式による圧縮記帳引当金以外の金額（消却時点前に処分された株式分）については、5 年間分割して益金算入

< 改正理由 > 構造改革の支援

○ 特定外国法人（CFC）判定基準の合理化（国際租税調整に関する法律§27）

< 実効税率判定基準の緩和 >

- 実効税率（A）の基準を、グローバル・ミニムム課税と同水準（A < 15%）に調整

* 外国法人の実際負担税額 / 外国法人の実際発生所得

< 改正理由 > CFC 判定基準をグローバル・ミニマム課税の水準に合わせて合理化

○ 適格国内ミニマム課税（QDMTT）を外国納付税額控除の対象に追加（法人税法施行令§94①）

< 外国納付税額控除の対象となる外国法人税額に適格所在国追加税額*を含む >

* Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：特定の国において、多国籍企業グループの構成企業が最低税率（15%）を下回る低税率で課税されている場合、その低率課税分を当該国が追加的に課税する制度

< 改正理由 > OECD グローバル・ミニマム課税に関する行政指針の反映

■ 納税便性の向上

○ 適格証憑のない企業業務推進費の基準金額の引上げ（所得税法施行令§83②、法人税法施行令§41①）

< 基準金額の引上げ >

- （慶弔金）1 件当たり 20 万ウォン ⇒ 30 万ウォン
- （慶弔金以外）1 件当たり 3 万ウォン ⇒ 5 万ウォン

< 改正理由 > 取引現実の反映

○ 短期間内の期限後申告に適用される加算税の減免拡大（国税基本法§48②）

< 1 週間以内の短期間の期限後申告における加算税減免率の引上げ >

期限後申告時点	適用期限
1 週間以内	75%
1 週～1 か月以内	50%
1 か月～3 か月以内	30%
3 か月～6 か月以内	20%

< 改正理由 > 納税者の負担軽減および便性の向上

例規・判例

【国税庁】国内に財化を輸出する外国法人が輸入付加価値税を負担した場合、課税事業のために自己の名義と責任で輸入する内国法人が、仕入税額控除を受けることができるか否か

（事前-2026-法規付加-0792、2026.6.24.）

■質疑

国内に財化を輸出する外国法人が輸入付加価値税を負担した場合、課税事業のために自己の名義と責任で輸入する内国法人が、仕入税額控除を受けることができるか否か

■事実関係

- 衣類等の卸・小売業を営む申請法人が、国内事業場を有しない外国法人である特殊関係法人から、申請法人の課税事業のために財貨を仕向地持込渡条件（Delivered At Place、DAP）で輸入している。該当財貨の輸入申告および通関手続は、申請法人の名義および責任において行われており、輸入申告必証上の輸入者および輸入付加価値税の納税義務者は申請法人である
- 但し、契約上、輸入付加価値税相当額は外国法人が負担することと約定されているため、申請法人が先に納付した後、外国法人に対してその金額を請求している

回答

上記事前回答申請の事実関係の通り、内国法人が国内で販売する目的で、国内事業場を有しない国外関係会社から財貨を自己の計算と責任において輸入し、付加価値税については国外関係会社が負担し、かつ自己名義で輸入税金計算書の交付を受けた場合、該当財貨の輸入に係る付加価値税は、「付加価値税法」第 38 条第 1 項第 2 号に基づき、売上税額から控除することができるものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC